

質問回答書

名称 藤沢市公共施設LED化ESCO事業

項番	実施要領または仕様書の別	項目	質問内容	回答
1	実施要領	P8 11 提案書類の提出 (2) 提案書一式	様式第8号から様式第17号が様式一式に含まれていませんが、応募資格要件を満たした応募者に配布資料と合わせて送付されるのでしょうか。 様式第8号から様式第17号は参加可否判断資料のひとつとであり、早期にご提案内容の検討をしたいため、要請通知前にご提示いただけないのでしょうか。 また、枚数制限はありますでしょうか。	提案に関連する様式第8号から様式第17号までは、配布資料と合わせて送付を予定しておりましたが、ご質問内容を踏まえ、市ホームページで提案書類様式を掲載いたします。 なお、枚数制限はございません。
2	業務要求仕様書	P2 4 工事仕様	平日日中の9時～17時を前提に積算しますが、記載のように施設側の要望で夜間または土日祝日の作業が基本となった場合の工賃割り増し費は協議可能でしょうか。	優先交渉事業者との詳細協議の中で、基本作業時間以外の作業となった場合については別途協議とします。 ただし、事業費上限額は実施要領に記載のとおりです。
3	業務要求仕様書	P2 4 工事仕様	天井高が3.5mをこえる箇所があれば、ご指示いただけますでしょうか。	現在、把握している箇所は別紙のとおりです。
4	業務要求仕様書	P2 4 工事仕様	対象施設のアスベスト調査結果があれば、開示いただけますでしょうか。	優先交渉事業者に対して、過去のアスベスト調査結果のある対象施設については、共有することを予定しています。
5	業務要求仕様書	P2 4 工事仕様	事業者側でアスベスト調査を実施しレベル2以上の含有が発覚した場合は、監督所からの指示に沿って施工する場合の対策費を別途協議することは可能でしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
6	業務要求仕様書	P3 4 (4) ケ	施工時には、施設担当者との協議の上で資材置き場と廃材置き場の借用可能という解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	業務要求仕様書	P3 4 (4) ク	作業員及び搬入用の車両について、施設担当者との協議の上駐車場を借用可能という解釈でよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
8	実施要領	P7 9 一次審査（書類審査） (2) 配布資料	一次審査通過者に配布する資料にLED済み箇所があった場合、本事業の対象とするか、対象外とするか、ご指示いただけますでしょうか。	配付資料におけるLED済み箇所については、本事業の対象外を前提とします。
9	業務要求仕様書	P6 5 (5)	低圧、高圧で単価が分かれています。 低圧または高圧のどちらで試算すべきか、一次審査通過者に配布する資料に記載されているということでお間違いないでしょうか。	様式第10号の2に記載しておりますので、ご確認ください。
10	業務要求仕様書	P6 5 (7)	稼働時間の情報は、一次審査通過者に配布する資料に記載されているということでお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	実施要領	P8 10 提案書類における提示条件 (6)	無償譲渡と記載ありますので、固定資産税は事業費に含めないという認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	業務要求仕様書	P5 4 (12) ア	一次審査通過者に配布する資料に記載の既設機器仕様、数量等が、協定締結後の現地調査の結果と相違があり、数量や選定機器の変更で金額変動があった場合は、別途協議可能でしょうか。	優先交渉事業者との詳細協議の中で、現地調査の結果と相違があった際は別途協議とします。 ただし、事業費上限額は実施要領に記載のとおりです。

13	業務要求仕様書	P5 4 (12) ア	対象施設の 既存機器 にかかる 資料一式（点灯時間及び稼働日数一覧等）が配布後、不明点などあれば都度質疑回答頂ける認識でお間違いないでしょうか。	質疑回答は行いません。
14	実施要領	P11 14 事業実施に関する事項 (3) ウ	天井等の改修後に照明機器をその改修施工業者が再設置した際、当社が設置したときの施工用法通りではない、または、改修施工業者が取り付けに際し不適切な場所(下地材等)に設置したことにより、天井改修1年後以降にビス等が緩むことは十分にあり得るため、これらの場合は照明器具が落下した場合は、当社ではなくその改修施工業者(又は貴市)による復旧作業という認識でよろしいでしょうか。	契約不適合責任が1年であることから、今回ご質問いただいたケースについては、改修1年後以降のため、ESCO事業の維持管理の範囲内とします。
15	実施要領	P3 3 応募者に要求される資格要件 (1)	「グループとしてア～カの要件を満たすこと」と記載されているため、いずれかの構成員で6つの要件を満たすことという認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	その他	その他	公平性の観点から、各事業者からの質疑は回答も含めて全て開示いただけますでしょうか。	いただいた質問に対する回答は、内容も含めて全て公開しております。
17	様式第1号	合意書	捺印(実印)は支社の押印で宜しいでしょうか。	合意書に記載する『商号又は名称』に支社で記載する場合は、支社の実印を押印してください。その際は全ての様式も支社として記入してください。
18	様式第1号	合意書	本社からの委任状は必要となりますでしょうか。	委任状は不要です。
19	様式第1号	合意書	ホームページに添付されていた書式内の一部が青字で削除・加筆されていますが、加筆分で出力して宜しいでしょうか。	ご質問内容を踏まえ、市ホームページの様式一式を更新いたしましたので、更新版を使用してください。
20	様式第3号	参加申込書	捺印は必要でしょうか。	捺印は不要です。
21	様式第4号	グループ構成表	捺印は必要でしょうか。	捺印は不要です。
22	様式第5号	会社概要	捺印は必要でしょうか。	捺印は不要です。
23	様式第5号	会社概要	加筆・削除されている箇所がありますが、そのように出力して宜しいでしょうか。	ご質問内容を踏まえ、市ホームページの様式一式を更新いたしましたので、更新版を使用してください。
24	実施要領	P7 8 参加申込書及び資格確認書類の提出(3)エ 納税証明書	納税証明書(法人税・法人事業税)は写しでよろしいでしょうか。また、提出は代表企業のみで宜しいでしょうか。	納税証明書の写しでも構いません。提出の対象は、実施要領に記載のとおりです。
25	実施要領	P9 12 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)(3)ウ	HDMI ケーブルは事業者で準備する必要がありますでしょうか。	HDMIケーブルは本市で用意いたします。PCに接続する際に変換端子が必要な場合は、ご持参ください。
26	業務要求仕様書	P9 12(3)ウ	本事業の対象となる照明にバッテリー内臓の非常灯、バッテリー内臓の誘導灯、舞台照明等の特殊照明、調光設備は含まれますでしょうか。	一次審査通過者に対して送付する配布資料をご確認ください。
27	実施要領	P8 11 提案書類の提出(3)イ	応募者を特定できる表示を一切付してはならない。とありますが、照明メーカー名は表示してよろしいでしょうか。	照明メーカーは記載いただいて、差し支えありません。
28	事業共同企業体取扱要綱	(契約の締結) 第5条	第7条に共同企業体を構成する各社が連帯責任を負うと規定されていますが、この規定をより明確にすること(構成員も事業者の一社として実質的責任を担うこと)を目的として、ESCO契約書に貴市と共同企業体の構成員全員で調印することは可能でしょうか。	調印は可能です。

29	実施要領	P8 10 提案書類における提示条件 (6)	ESCO契約終了後、本事業対象となるESCO設備を本市へ無償譲渡すること。とありますが、固定資産税の納付要否をお示し下さい。	契約の内容が割賦販売と同等とみなされる場合、固定資産税（償却資産）の申告の対象となる資産はありません。
30	その他	ESCOサービス料の請求に関して	ESCOサービス料の請求は金融役割が担う事でも差支えないでしょうか。	差し支えありません。
31	業務要求仕様書	P3 4(4)カ	設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。とありますが、軽微な補修等とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。自動点滅器の交換や電源スイッチ故障等の復旧も軽微な補修に含まれますでしょうか。	照明機器の交換及び点灯にかかる劣化部分の補修を想定しています。作業範囲については提案してください。
32	業務要求仕様書	P3 4(3)	午前9時から午後5時までを基本作業時間とするが、施設使用中等の理由により基本作業時間に作業できない施設がある。とありますが、早朝・夜間および休日、休館日しか作業できない施設はありますか。また、作業に合わせ連続して休館対応等を実施いただくことは可能でしょうか。	優先交渉事業者との詳細協議の中で、基本作業時間以外の作業となった場合については別途協議とします。
33	実施要領	P1 1 事業概要 (6) 事業内容	事業内容に維持管理業務とありますが、照明不具合の原因が改修工事範囲外であった場合や、本事業対象外設備であった場合等の修繕対応は貴市で実施いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
34	業務要求仕様書	P2 3(3)オ	各室の設計照度は、JIS 照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度を保つこと。とありますが、原則既設照明は全て基準を満たす設計となっているという認識でよろしいでしょうか。	設計上は設置時の基準を満たす設計になっていると認識しています。
35	その他	その他	配布資料で提供された情報と現地調査の結果による器具の情報が異なる場合は、どちらを優先しますか。	配布資料は現時点で提案募集事務局が把握している情報となりますので、優先交渉事業者との詳細協議において行った現地調査の結果を優先することとします。

別紙

No.	施設名	天井高3.5m以上を含むか
1	辻堂砂山市民の家	×
2	片瀬市民センター	○
3	片瀬しおさいセンター	○
4	御所見市民センター	○
5	済美館	○
6	老人福祉センターこぶし荘	○
7	秩父宮記念体育館	○
8	秋葉台公園	○
9	石名坂温水プール	○
10	八部公園	○
11	辻堂市民図書館	△ 吹き抜けあり
12	保健医療センター	○
13	高山保育園	×
14	またの保育園	○
15	小糸保育園	×
16	辻堂砂山児童館	○
17	藤沢市観光センター	○
18	稚児ヶ淵レストハウス	×
19	片瀬漁港	○
20	西俣野排水機場	○
21	藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場	×
22	辻堂駅北口自転車等駐車場	×
23	辻堂駅南口自転車等駐車場	×
24	辻堂駅北口交通広場自転車等駐車場	×
25	六会日大前駅東口自転車等駐車場	×
26	六会日大前駅西口自転車等駐車場	○
27	長後駅東口自転車等駐車場	×
28	移動自転車等北保管所	×
29	移動自転車等南保管所(H棟)	×
30	移動自転車等南保管所第2(S棟)	×
31	大清水浄化センター	△ 屋外あり
32	村岡ポンプ場	△ 屋外あり
33	浜見山ポンプ場	△ 屋外あり
34	大庭ポンプ場	△ 屋外あり
35	御殿辺ポンプ場	△ 屋外あり
36	藤が谷ポンプ場	△ 屋外あり
37	下藤が谷ポンプ場	△ 屋外あり
38	洲鼻ポンプ場	△ 屋外あり
39	西浜ポンプ場	△ 屋外あり
40	看護専門学校	○
41	明治出張所	○
42	鶴沼出張所	○
43	北消防本署	△ 屋外あり
44	西部出張所	×
45	長後出張所	○
46	消防防災訓練センター	△ 屋外あり
47	教育文化センター	○